

その他

ご存知ですか？
犯罪被害給付制度

通り魔や殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた被害者の遺族や、身体に障害が残ることに被害者、重い障害を受けまたは疾病にかかり長期の入院治療を余儀なくされた被害者に対して、国が犯罪被害者給付金を支給する制度があります。

■遺族給付金

亡くなられた被害者の遺族に支給されます。

■障害給付金

障害が残った被害者本人に支給されます。

■重傷病給付金

加療1カ月以上の負傷または疾病で3日以上入院された被害者本人に保険診療による医療費の自己負担相当額が支給されます。

◆問い合わせ

小城警察署 警務課
☎73-12281

パートタイム労働法が変わります

少子高齢化、労働人口減少社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正され、平成20年4月1日に施行されます。

パートタイム労働者について

○雇入れの際に一定の労働条件について、文書等で交付して明示することが義務化されます。
(違反の場合は10万円の科料に処せられます)

○職務および人材活用の仕組みが正社員と同じで、実質的に契約期間が無期である場合、賃金・福利厚生・その他の待遇で差別的扱いはしてはいけません。

○パート労働者から正社員への転換する制度を設けなければなりません。

◆問い合わせ

佐賀労働局 雇用均等室
☎32-17217

佐賀税務署からのお知らせ

11月1日から☎の受付が自動音声に変わりました

11月1日以降に佐賀税務署におかけいただいた電話は、自動音声応答によりお受けいたします。自動音声応答によりアナウンスされた番号を用件により選択すると、音声案内《1》で福岡国税局の電話相談センターに、音声案内《2》で佐賀税務署のご案内します。

《1》電話相談センターでは

所得税・相続税・消費税などの国税に関する一般的なご相談をお受けします。

《2》佐賀税務署では、具体的な事実関係や書類の確認の必要がある、電話での対応が困難な相談について、面接により対応します。

事前にお名前や住所を知らせていただいた上で、相談日時を予約をお願いします。

◆問い合わせ

佐賀税務署
☎32-17511

不動産に関するスペシャリスト

土地・建物の測量、登記 土地分筆・地目変更 建物新築・増築・取壊し
相続に関する相談・書類作成
官公署への各種申請手続き業務

柴田事務所

多久市東多久町大字別府3539番地3
☎0952-76-3951

行政書士 柴田 藤男
土地家屋調査士 柴田 浩輔

土地家屋調査士
行政書士



広告



知的所有権取得

500円,600円,800円,900円の4種類

パンも肉も使わず当店自慢の舍利と鮪の貴重な部位を使って作りました。ぜひ一度お試しください。

天柳鮨 TEL75-2506

多久市北多久町前田
○営業時間 AM11:00~PM10:00
○定休日 水曜日

Sushi バーガー クーポン券

20%OFF

(お持ち帰りのみ)

本券1枚につき2個まで

クーポン券ご利用は、ご予約をお願い致します。

有効期限 H19.12.15まで